

○豊橋市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月28日条例第11号

豊橋市新型インフルエンザ等対策本部条例

（目的）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、豊橋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関する必要な事項を定めるほか、その効果的な運営に資するため対策本部の責務等を定めることを目的とする。

（責務）

第2条 対策本部は、法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、新型インフルエンザ等による市民への影響が最小となるようにするものとする。

（所掌事務）

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- （2） 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- （3） 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関すること。
- （4） 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

（職務等）

第4条 豊橋市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

- 2 豊橋市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 豊橋市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第5条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第6条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。